

# 愛知教育大学化学物質管理規程

2014年3月19日  
規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知教育大学(以下「本学」という。)における化学物質の適切な管理を推進し、安全上の危害及び健康障害並びに環境への影響を未然に防止するため、化学物質の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 本学における化学物質の取扱については、消防法(昭和23年法律第186号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「P R T R法」という。)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)及びその他の法令(以下「法令等」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「化学物質」とは、教育又は研究等に用いる単体及び化合物、及びそれらの混合物(それぞれ放射性物質を除く。)をいう。
- (2) 「毒物」及び「劇物」(以下「毒劇物」という。)とは、毒劇法第2条第1項及び同条第2項に定めるものをいう。
- (3) 「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」(以下「指定化学物質」という。)とは、P R T R法第2条第2項及び同条第3項にそれぞれに定めるものをいう。
- (4) 「特定化学物質」とは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。)別表第3に掲げるものをいう。
- (5) 「有機溶剤」とは、安衛法施行令別表第6の2に掲げるものをいう。
- (6) 「第一種有機溶剤」、「第二種有機溶剤」及び「第三種有機溶剤」とは、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第1条第3項、同条第4項及び同条第5項にそれぞれに定めるものをいう。
- (7) 「特別管理物質」とは、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第38条の3に定めるものをいう。
- (8) 「危険物」とは、消防法別表第1に掲げるものをいう。
- (9) 「指定数量」とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる量をいう。
- (10) 「部局」とは、事務局、教育学部の各学系、附属図書館、附属学校部及び[国立大学法人愛知教育大学学則\(2004年学則第1号\)第28条第1項](#)に規定するセンターをいう。
- (11) 「部局長」とは、前項の部局の長をいう。
- (12) 「事業場」とは、大学及び各附属学校をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程における化学物質の適用範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 危険物
- (2) 指定化学物質
- (3) 毒劇物
- (4) 特定化学物質
- (5) 有機溶剤
- (6) 前各号に掲げるもののほか学長が指定したもの

(委員会)

第4条の2 本学に、化学物質管理上必要な事項を審議するため、愛知教育大学化学物質管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(管理体制)

- 第5条 本学の化学物質の管理は、学長の下に学術研究支援課において包括的な管理を行う。
- 2 部局長並びに当該化学物質を管理する者、取り扱う者及び使用する者は、学術研究支援課の指示に従い、適切な管理に協力しなければならない。
  - 3 学術研究支援課と部局との連絡調整及び化学物質の適正管理のため、化学物質管理員（以下「管理員」という。）を置く。
  - 4 管理員は、委員会委員をもって充てる。  
（学長の責務）
- 第6条 学長は、本学における化学物質の最高責任者として管理を総括し、法令等及びこの規程の定めるところにより、化学物質管理に関し必要な措置を講じなければならない。  
（事業場総括化学物質管理者の責務）
- 第6条の2 事業場に、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5の規定に基づき、事業場総括化学物質管理者を置く。
- 2 事業場総括化学物質管理者は、大学においては、委員会委員から選任し、附属学校においては、第9条に規定する化学物質取扱責任者がこれを兼ねる。
  - 3 事業場総括化学物質管理者は、安衛則第12条の5第1項各号に規定する化学物質の管理に係る技術的事項の管理等を行う。  
（保護具着用管理責任者の責務）
- 第6条の3 事業場に、安衛則第12条の6の規定に基づき、保護具着用管理責任者を置く。
- 2 保護具着用管理責任者は、大学においては、委員会委員から選任し、事業場総括化学物質管理者がこれを兼ねることを妨げない。附属学校においては、事業場総括化学物質管理者がこれを兼ねる。
  - 3 保護具着用管理責任者は、安衛則第12条の6第1項各号に規定する事項の管理を行う。  
（部局長の責務）
- 第7条 部局長は、当該部局における化学物質の管理を総括し、その適正な実施が図られるよう管理監督する。また、化学物質を取り扱う者の安全確保及び環境への影響に配慮するとともに、化学物質による事故及び健康被害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。  
（化学物質管理責任者の責務）
- 第8条 部局に、化学物質を適正に管理するために、化学物質管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 2 学長は、管理責任者を別表のとおり定める。
  - 3 管理責任者は、所属する組織において化学物質が適正に管理・使用されるよう、次条に規定する化学物質取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に対し、必要な指揮命令を行う。
  - 4 管理責任者は、化学物質の取扱が不適切であると認めた場合又は毒劇物の取扱について第10条第5項から同条第7項及び第19条から第20条までの規定に違背する行為があると認めた場合、部局長及び管理員に報告しなければならない。  
（化学物質取扱責任者の責務）
- 第9条 管理責任者は、所属する組織内の化学物質を取り扱う部屋等の物理的に明確に区分できる区域（以下「部屋等」という。）ごとに取扱責任者を選任する。
- 2 取扱責任者は、その選任に係る部屋等の化学物質を適切に管理保管し、管理責任者及び管理員等の関係者が法令等及びこの規程に基づいて講ずる措置に従わなければならない。  
（毒劇物取扱責任者の責務）
- 第10条 管理責任者は、毒劇物専用の保管庫（以下「毒劇保管庫」という。）を設置した場合は、当該保管庫ごとに当該保管庫の毒劇物を使用する者のうちから、毒劇物取扱責任者（以下「毒劇責任者」という。）を選任する。
- 2 管理責任者は、毒劇責任者を設置、変更又は廃止した場合は速やかに別紙様式1により学長に報告しなければならない。
  - 3 取扱責任者は、当該保管庫に関する管理保管を第1項に規定する毒劇責任者に委任するものとする。
  - 4 管理責任者は、毒劇責任者が選任されていない保管庫の毒劇物を使用させてはならない。
  - 5 毒劇責任者は、その管理に係る毒劇物を、教育又は研究以外の用途に供してはならない。
  - 6 毒劇責任者は、その管理に係る毒劇物の盗難又は紛失並びに保管設備の倒壊等の事故防止に努めなければならない。
  - 7 毒劇責任者は、管理責任者及び管理員等の関係者が法令等及びこの規程に基づいて講ずる措置に従わなければならない。  
（化学物質使用者の責務）

第11条 化学物質を使用する者（以下「使用者」という。）は、法令等を遵守して化学物質を適正に使用するとともに、管理責任者及び取扱責任者（毒劇物を使用する場合にあっては、毒劇責任者を含む。以下「取扱責任者等」という。）等の講ずる措置に従わなければならない。

（化学物質の有害性・危険性情報の周知）

第12条 取扱責任者等は、第4条各号に規定する化学物質を購入し、持ち込み、又は譲り受けるときは、化学物質安全データシート（以下「SDS」という。）、愛知教育大学化学物質管理支援システム（以下「TULIP」という。）、カタログ、インターネット等により、当該化学物質の有害性及び危険性に関する情報（以下「有害情報」という。）を収集し、管理責任者及び使用者等の関係者に周知しなければならない。

（化学物質の購入）

第13条 管理責任者は、化学物質を必要に応じて計画的に購入するとともに、保管状況を常に把握し、保管期間の短縮及び在庫の少量化並びに不用不明な化学物質の発生防止に努めなければならない。

（化学物質管理支援システムへの登録）

第14条 取扱責任者等は、所有する化学物質をTULIPに登録しなければならない。

2 前項にかかわらず、毒劇物以外の化学物質について、常に保管状況が書類等で確認できる場合はこの限りでない。

3 TULIPの取扱に関する事項は、別に定める。

（TULIP登録の例外措置）

第15条 附属学校（附属幼稚園を含む。）で所有する化学物質については、第14条第1項の規定にかかわらず、第14条第2項の規定により管理しなければならない。

（TULIP等への登録が省略できる化学物質）

第16条 第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる化学物質については、TULIP等への登録を省略することができる。

(1) 市販の検査キット及び実験キット等に含まれる化学物質

(2) 高圧ガス等の気体状の化学物質

(3) 前各号に掲げるもののほか学長が指定したもの

（受払）

第17条 取扱責任者等は、化学物質の受払の都度、品目ごとに受払数量を、第14条に規定するTULIPへ記録しなければならない。

2 受払の単位は、保健衛生上の危害を考慮した最小単位によるものとする。

3 第14条第2項に規定する保管状況が確認できる書類等は、品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者、取扱責任者等の確認欄を設けることとする。

（化学物質の保管）

第18条 管理責任者は、化学物質専用の保管庫を設置し、地震等の災害、事故等に備えて、同保管庫について固定、容器の落下防止、接触破損防止等の災策を講じなければならない。

2 取扱責任者等は、その選任に係る部屋等に設置した保管庫の鍵を管理するとともに、常に化学物質の使用状況及び保管状況を把握しなければならない。

（毒劇物の保管）

第19条 毒劇物を保管するときは、毒劇物を堅固な構造で施錠機能を有する専用の保管庫に、毒劇物以外の化学物質と区別し、保管しなければならない。

2 毒劇責任者は、第17条に規定するTULIPの受払記録により、使用状況を明らかにするとともに、定期的に保管数量と受払簿の残数量を確認しなければならない。

3 毒劇保管庫の鍵は、毒劇責任者が管理し、別紙様式2の授受簿を備えるものとする。

（毒劇物の表示）

第20条 毒劇保管庫には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒劇責任者は、毒劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を、外部から明確に識別できるよう表示しなければならない。

（危険物の保管）

第21条 危険物の保管及び使用にあたっての管理区域は、部屋等を単位とし、管理区域における保管量及び使用量は、指定数量の5分の1未満とする。

2 指定数量の5分の1以上の危険物は、危険物屋内貯蔵所で保管しなければならない。

3 取扱責任者は、部屋等で保管する危険物について、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第4の区分により、種類ごとに分類して、保管しなければならない。

（化学物質の使用）

第22条 取扱責任者等は、化学物質を取り扱う場合は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- (2) 作業場での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- (3) 化学物質を使用する前に、通風及び換気並びに局所排気装置が設置されている場合は、その使用前点検を行うとともに、保護具等により化学物質の暴露及び飛散の防止措置を講じること。
- (4) 化学物質の有害性又は危険性が高いと判断した場合は、有害性又は危険性が低い化学物質への転換に努めること。

2 使用者は、化学物質を使用する場合は、次の各号に掲げる事項に従って使用しなければならない。

- (1) 化学物質を使用する前に、SDS等で当該化学物質の有害情報を理解すること。
- (2) 通風又は換気が不十分な場所では使用しないこと。

（有機溶剤の使用）

第23条 取扱責任者等は、有機溶剤を取り扱う場合は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 有機溶剤の人体に及ぼす作用、有機溶剤取扱い上の注意事項及び有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関する事項を見やすい場所に掲示すること。
- (2) 第一種有機溶剤は赤、第二種有機溶剤は黄、第三種有機溶剤は青で有機溶剤の種別を見やすい場所に掲示すること。
- (3) 第一種有機溶剤及び第二種有機溶剤を取り扱う場合は、作業環境測定士による作業環境測定を、原則として、6月以内ごとに行い、測定結果及び評価記録を法令等で定められた期間保管すること。

（特定化学物質の使用）

第24条 取扱責任者等は、特定化学物質を取り扱う場合は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 特別管理物質を取り扱う場合は、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具を見やすい場所に掲示すること。
- (2) 特定化学物質のうち第一類物質及び第二類物質を取り扱う場合は、作業環境測定士による作業環境測定を、原則として、6月以内ごとに行い、測定結果及び評価記録を法令等で定められた期間保管すること。

（化学物質の廃棄）

第25条 取扱責任者等は、将来使用する見込みのないもの、又はラベルの表示が消えて内容が不明なものについては、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。

2 廃棄する化学物質を実験室内で保管する場合、取扱責任者等は盗難、紛失、拡散、飛散、漏えい、侵出、流出等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 化学物質の廃棄に関する必要な事項は、別に定める。

（教育訓練）

第26条 取扱責任者等は、その管理に係る化学物質を使用する者に対し、化学物質による事故や安全上の危害を未然に防止するため、安全な取扱方法等について教育訓練を行わなければならない。

（点検）

第27条 管理責任者は、化学物質の管理状況について、実地に点検を実施し、必要な措置を講じなければならない。

（改善命令等）

第28条 部局長は、本学の教育研究活動において化学物質に起因する火災、爆発等が生ずるおそれがあると認められるとき又は化学物質による健康障害若しくは環境汚染が生ずるおそれがあると認められるときは、取扱責任者等に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。

2 改善措置を命ぜられた取扱責任者等は、直ちに改善措置を講じなければならない。

3 改善措置を講じた取扱責任者等は、講じた措置を部局長及び管理員に報告しなければならない。

（盗難等の措置）

第29条 取扱責任者は、化学物質が盗難にあい又は紛失したときは、直ちに所属の部局長及び管理責任者に届けなければならない。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、その事故の状況及び措置の概要を学長に報告するとともに、

警察に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

(事故の際の措置)

第30条 取扱責任者及び使用者は、その保管若しくは化学物質の使用に起因する火災、爆発等又は化学物質の飛散若しくは漏えい等により安全上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、所属の管理責任者及び部局長並びに管理員に報告しなければならない。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、その事故の状況及び措置の概要を学長に報告するとともに、保健所又は消防機関等に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

(近隣住民への対応)

第31条 学長は、化学物質の管理について、近隣住民及び周辺地域の理解を得るための必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第32条 化学物質を取り扱う者は、常に自己の健康管理を行うとともに、健康に変調をきたした場合は又は長期にわたる病気にかかり、若しくは重症となった場合は、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、部局長を経由して学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項により報告を受けた場合は、産業医の助言を得て、健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(相談窓口)

第33条 化学物質の管理に関して、明確かつ円滑な運用をはかるため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、学術研究支援課とする。

3 相談窓口は、本学における化学物質の適切な管理を支援するよう努めるものとする。

(P R T R法対象の排出量等調査)

第34条 取扱責任者は、その管理に係る前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量調査(以下「P R T R法調査」という。)に協力しなければならない。

2 部局長は、当該部局の前年度のP R T R法調査の内容を把握し、委員会委員長(以下「委員長」という。)へ報告しなければならない。

3 委員長は、P R T R法調査を集計し、学長へ報告しなければならない。

(違反者に対する措置)

第35条 法令等若しくはこの規程に違反し、又はそのおそれのある化学物質の管理等が実施されていることを知り得た者は、部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、委員会の議に付し、取扱の制限又は中止その他の措置を講じなければならない。

(監査)

第36条 学長は、本学の化学物質の適正管理を推進するために、監査を行う。

(規程の改廃)

第36条の2 この規程の改廃は、委員会、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、化学物質の管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 この規程の制定前に、国立大学法人愛知教育大学毒物及び劇物管理規則第3条第3項及び同条第4項の規定により報告された毒物劇物専用保管庫並びに毒物劇物取扱責任者は、制定後の第10条第1項及び同条第2項により報告されたものとして読み替えて適用する。

3 国立大学法人愛知教育大学毒物及び劇物管理規則(2004年規則第7号)は廃止する。

附 則(2015年規程第54号)

この規程は、2015年7月8日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2015年規程第57号)

この規程は、2015年7月27日から施行し、2014年10月1日から適用する。

附 則(2016年規程第3号)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年規程第25号）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年規程第38号）

この規程は、2017年5月10日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2017年規程第44号）

この規程は、2017年8月1日から施行する。

附 則（2020年規程第24号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2022年規程第34号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2024年規程第16号）

この規程は、2024年7月10日から施行し、2024年4月1日から適用する。

別表（第8条第2項関係）

管理責任者

部 局	管理責任者として指定する職位
事務局	事務局長
附属図書館	附属図書館長
教育科学系	学系長
人文社会科学系	
自然科学系	
創造科学系	
教職キャリアセンター	センター長
教育研究創成センター	
教育臨床総合センター	
国際交流センター	
地域連携センター	
科学・ものづくり教育推進センター	
健康支援センター	
ICT教育基盤センター	
キャリア支援センター	
日本語教育支援センター	
インクルーシブ教育推進センター	
附属名古屋小学校	校長
附属岡崎小学校	
附属名古屋中学校	
附属岡崎中学校	
附属高等学校	

附属特別支援学校	
附属幼稚園	園長

[別紙様式1（第10条第2項関係）](#)

[別紙様式1（第10条第2項関係）（PDF）](#)

別紙様式1（第10条第2項関係）

第 号  
年 月 日

学 長 殿

化学物質管理責任者  
 （部署名・職）△ △ △ △  
 （氏名）○ ○ ○ ○  
 【公印省略】

毒物劇物取扱責任者の設置（変更又は廃止）について

愛知教育大学化学物質管理規程第10条（第1項又は第2項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

講座・学校・部等名	毒物劇物 取扱責任者名	取り扱う保管庫 の設置場所	保管庫数	備 考
△△△△講座	○ ○ ○ ○	□□実験室	■	●年●月●日設置
△△△△学校	○ ○ ○ ○	□□理科室	■	●年●月●日交替 前任者 ○○○○
△△△△部	○ ○ ○ ○	□□□□室	■	●年●月●日廃止

[別紙様式2（第19条第3項関係）](#)

別紙様式2 (第19条第3項関係)

毒物及び劇物専用保管庫用鍵授受簿

専用保管庫番号		設置場所		毒物劇物取扱 責任者氏名	
---------	--	------	--	-----------------	--

使用者氏名	日 時	理 由	使用者 授 印	毒物劇物取扱 責任者受印
	授: 2013. 6. 26 (水) 10:00 受: 2013. 6. 26 (水) 11:00	委員会出席のため		
	授: 2013. 7. 30 (火) 16:00 受: 2013. 8. 1 (水) 10:30	出張のため		
	授: 受:			

※ 毒物劇物取扱責任者の出張及び休暇等のやむを得ない理由により、関連教員等に保管庫の鍵を預ける場合には必ず鍵授受簿に登録すること。